

(平成24年12月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年11月1日から8年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が28万円であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成8年10月1日から12年3月1日までの期間について、当該期間の標準報酬月額を8年10月から10年6月までは28万円、同年7月は26万円、同年8月は28万円、同年9月から同年11月までは26万円、同年12月から12年2月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成8年10月から12年2月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から12年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低額となっていることが分かった。

申立期間の大部分の給料明細書を所持しているため、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年11月1日から8年10月1日までの期間について、オンライン記録において、当該期間の標準報酬月額は、当初、28万円と記録されていたところ、8年3月8日付けで、7年11月1日に遡って随時改定が行われ、11万円に引き下げられたことが確認できる。

また、オンライン記録において、平成8年3月8日時点で、A社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員二人についても、申立人と同様に、同年3月8日付けで、7年11月1日に遡って標準報酬月額が26万円又は17万円からそれぞれ11万円に引き下げられたことが確認できる。

さらに、A社の事業主は、「申立期間前後において厚生年金保険料を滞納していたと思う。納付予定について何回か社会保険事務所に相談した記憶がある。」旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成8年3月8日付けで行われた標準報酬月額の随時改定は、事実在即したものととは考え難く、申立人について7年11月1日に遡って減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該記録訂正の結果として記録されている申立人の申立期間のうち、7年11月から8年9月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成8年10月1日）で11万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成8年10月1日から12年3月1日までの期間について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、平成8年10月分から9年12月分まで、及び10年2月分から同年12月分までの給料明細書を所持しており、当該明細書から、申立人に対しては毎月約27万円ないし約43万円の給与が支給され、標準報酬月額28万円に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

さらに、申立人は、平成10年1月分及び11年1月分から12年2月分までの給料明細書を所持しておらず、当該期間中に、申立人に対して支給された給与額及び厚生年金保険料控除額について確認することができないが、申立人は、当該期間について、「給料明細書を所持している期間と勤務形態、業務内容は変わらず、給与額や保険料控除額が減った記憶は無い。」としている上、オンライン記録では、給料明細書を所持している期間の標準報酬月額が11万円となっているにもかかわらず、上記のとおり給与支給額及び厚生年金保険料控除額となっていることを合わせて考えると、当該期間についても、標準報酬月額28万円に見合う厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成8年10月1日から12年3月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給料明細書から確認できる支給額及び厚生年金保険料控除額等から、8年10月から10年6月までは28万円、同年7月は26万円、同年8月は28万円、同年9月か

ら同年11月までは26万円、同年12月から12年2月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料明細書等から確認又は推認できる報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、実際の報酬月額を届け出てないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 新潟厚生年金 事案 1714 (事案 510 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 1 月 24 日から 32 年 11 月 4 日まで  
年金記録確認第三者委員会に対して、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨の申立てを行ったが、記録の訂正は認められないとの回答を受け取った。

新たな資料は無いが、申立期間当時の A 社 B 支店の事務担当者に聴取し、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社 B 支店に申立期間に勤務し、脱退手当金の受給資格がある女性 6 人のうち 4 人に脱退手当金の支給記録があり、いずれも厚生年金保険被保険者資格喪失日から 7 か月以内に支給決定されていること、申立人と同時期に退職し、脱退手当金の支給記録がある当該 4 人のうちの 1 人は、当時、結婚退職した女性は皆脱退手当金を請求していたと聞いていると回答しており、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえ、申立人についても事業主による代理請求がなされたと考えられること、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されていること、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 32 年 12 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどにより、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 8 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、新たな資料は無いが、申立期間当時の A 社 B 支店の事務担当者に聴取してほしいとして再申立てを行っている。

しかしながら、申立人が氏名を挙げ、申立期間当時のA社B支店の事務担当者だったとする者は、「A社B支店に勤務していた時は、所長の補助をする次長職だった。私は社会保険事務を担当しておらず、経理を担当していた職員が社会保険事務を兼務していた。また、脱退手当金の制度も知らない。」と証言していることから、申立人の上記主張は当委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 新潟厚生年金 事案 1715（事案 512、965 及び 1316 の再申立て）

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 4 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 8 月 26 日から 32 年 10 月 10 日まで

年金記録確認第三者委員会に対して、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨の申立てを三度行ったが、いずれも年金記録の訂正は認められないという回答を受け取った。

申立期間当時、A 事業所（昭和 55 年 4 月 7 日、B 社に名称変更）と一緒に勤務した夫の申立ては、同僚の証言及び 20 年勤続表彰状により年金記録の訂正が必要と認められた。

私も当初から自身の 20 年勤続表彰状を提出しているにもかかわらず、年金記録の訂正が認められないのは納得がいかない。

新たな資料は無いが、私の勤務した期間について元同僚から聴取し、さらに、再度、20 年勤続表彰状を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る申立てについては、20 年勤続表彰状及び元同僚の証言から、申立人が昭和 23 年以前から A 事業所に勤務していたことが推認できるものの、B 社は、申立期間に係る資料が無い場合、厚生年金保険料の控除等について不明であると回答している上、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除及び勤務実態について関連資料等を得ることができないこと、雇用保険の加入記録から、申立人は、A 事業所において昭和 32 年 10 月 10 日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、当該資格取得日は厚生年金保険の資格取得日と一致していることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 8 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われて

いる。

また、これに対して申立人は、当委員会の決定に納得がいけないとして再申立てを行ったが、申立人からは新たな資料等の提出は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 6 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、これに対して申立人は、自身と同時期に A 事業所に勤務していた夫に当時の状況を確認してほしいとして再調査の申立てを行ったが、申立人の夫は、申立人は申立期間当時、当該事業所に勤務していたものの、厚生年金保険料の控除については覚えていないと回答しており、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 3 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回、申立人は、「夫の申立てが認められたにもかかわらず、私の申立てが認められないのは納得がいけない。私の勤務した期間について元同僚から聴取してほしい。また、再度、20 年勤続表彰状を提出する。」旨を述べ、元同僚 6 人の氏名を挙げている。

しかしながら、申立人が氏名を挙げた元同僚 6 人は、申立人の具体的な勤務期間及び給与からの保険料の控除については分からないとしている。

また、新たに B 社から提出された社員名簿に申立人の雇入年月日が昭和 22 年 10 月 10 日と記載されていること、及び 20 年勤続表彰状から、申立人が申立期間のうち、同日から 32 年 10 月 10 日までの期間において A 事業所に勤務していたことは認められるが、当該社員名簿に記載されている「厚生年金記号番号」は、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、32 年 10 月 10 日を資格取得日として、同年 11 月 6 日に払い出されたことが確認できる。

なお、申立人の夫が申し立てた期間のうち、当委員会において年金記録の訂正が必要であると認められた期間については、当該期間における申立人の夫の勤務形態及び業務内容が、被保険者期間となっているその前後の期間の勤務形態及び業務内容と変更が無かったことが元同僚の証言等により認められたもので、A 事業所における資格取得日の相違を申し立てている申立人とは事情が異なっており、同一に考えることはできない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。